

稲作農業の体質強化緊急対策実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 平成27年2月3日付け26生産第2685号

第1 趣旨

米価下落の中でも営農を継続していくためには、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の着実な推進と併せて、省力栽培技術等の導入により生産コストを低減するとともに、稲作産地の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図り、稲作農業の体質強化を図ることが重要である。

また、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）においては、今後10年間で、資材・流通面等で産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減することとされているところである。

このため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組や稲作産地の自主的な取組により、需要に応じて生産・販売できる環境を整備する取組を支援する。

第2 事業の内容

本事業は、稲作農業の体質強化を図るものとして次に掲げる事業により構成するものとする。

1 稲作農業体質強化緊急対策事業

農業者が米の生産コストを4%程度低減することを目指し、これに向けた取組を計画し、かつ、その実施を約束したときに、地域農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。以下「直接支払実施要綱」という。）第2の2の（2）に規定する地域農業再生協議会をいう。以下「地域協議会」という。）が当該計画を作成した農業者に対し助成を行う経費について、都道府県農業再生協議会（直接支払実施要綱第2の1の（2）に規定する都道府県農業再生協議会をいう。以下「都道府県協議会」という。）が地域協議会に補助する事業。

2 米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業

稲作産地の自主的な取組により、需要に応じて生産・販売できる環境を整備するため、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出向け・業務用向け等の販売促進等の取組又は非主食用への販売の取組を行うために必要な経費について、都道府県協議会が事業実施主体に補助する事業。

第3 事業実施主体

1 第2の1の事業の実施主体は、都道府県協議会及び地域協議会とする。

2 第2の2の事業の実施主体は、需要に応じた生産・販売を行うために、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める条件を満たす積立てを行っている、又は積立てを平成26年度中に開始した集荷業者・団体とする。

第4 事業実施手続等

1 都道府県協議会の長（以下「都道府県協議会長」という。）は、第2の1の事業を実施する場合、生産局長が別に定めるところにより、業務方法書を作成し、地方農政局局長等（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長、そ

他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出して、その承認を受けるものとする。

2 1の業務方法書の変更に係る手続は1に準じて行うものとする。

3 都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出して、その承認を受けるものとする。

4 3の事業実施計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は3に準じて行うものとする。

第5 事業実施期間

事業実施期間は平成27年3月31日までとする。

第6 助成措置

国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、第2の事業に必要な経費について生産局長が別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告等

都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、事業の実施状況及び評価を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 指導監督

地方農政局長等は、本事業の実施に関して、事業実施主体に対し、指導及び監督を行うものとする。

第9 他の施策との関連

事業を実施するに当たり、都道府県協議会は生産局長が別に定める関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

第10 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。